

議案第 5 4 号

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）第 3 条第 1 項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法を街区方式とする。

平成 2 8 年 8 月 3 0 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めたため

住居表示実施区域図

別図

